

令和3年度 第2回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和4年2月8日（火）15時00分～17時15分

場 所：オンラインによる開催

出席者：【委員】直田春夫（会長）、関嘉寛（副会長）、西明直子、清水明彦、廣田瑞穂、
荒木信夫、江草淑訓、岸岡裕昭

【事務局】コミュニティ推進部長 津田哲司、政策局参与 堂村武史、
市民協働推進課長 松野歳之、同係長 岩元浩徳、同副主査 黒木千聖

1. 開会

津田コミュニティ推進部長挨拶。

2. 審議事項

議題1 会長及び副会長の選任について

西宮市附属機関条例第3条第1項に基づき、委員の互選により、会長に直田春夫委員、副会長に関嘉寛委員を選任した。

議題2 傍聴に関する取扱いについて

1名の傍聴を許可した。

議題3 「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の検証の進め方について

○事務局

◆堂村政策局参与より、「西宮市行政経営改革基本方針」について説明。

- ・令和元年度に作成した「西宮市行政経営改革基本方針」に基づき、令和2年度から令和4年度を取組期間とする「前期実行計画」を策定して計画を進めている。
- ・基本方針では、改革を目指す姿を「市民と共に新たな価値を生み出す市役所改革」として、「市民に開かれた市役所へ（OPEN）」「合理的で無駄のない市役所へ（SMART）」「市民から信頼される市役所へ（RELIABLE）」を改革実行の3つの視点とし、「政策」「財務」「地域」「人材」の4つのマネジメントを進めることとしている。
- ・この基本方針の中で、市民としてより良い地域や社会のために主体的に役割を果たそうとする市民性（シチズンシップ）を地域の活力とし、行政や市民、地域におけるさまざまな団体や企業など多様な主体との協働により地域課題の解決や地域の持続的な発展に向けた取組を進めていくこととしており、この「地域マネジメント」の取組項目として、「地域力の向上」や「広聴機会の充実」等を掲げている。

- ・具体的には、地域力の向上に向けて、「参画と協働の推進に関する条例の検証」「職員の参画・協働に対する意識醸成」「協働事業提案制度（未来づくりパートナー事業）の見直し」などに取り組むこととしている。
- ・これまでは市民局で取り組んでいたが、行政経営改革の取組として位置づけることとした。

◆松野市民協働推進課長より、「西宮市参画と協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）の検証の進め方」について説明。

- ・西宮市では、「(仮称) 市民参画条例策定委員会」を組織し、市民主体で参画と協働に関する条例に定めるべき内容を検討した結果、平成 19 年 11 月に『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言」が策定され、その提言をもとに市内部で議論を重ね、平成 20 年 7 月に条例が制定された。
- ・条例制定後の検証・見直しについて、条例付則に「公布の日から 5 年以内を目途に条例の見直しを行う」との規定があることから、平成 23 年度に、市民、地域、NPO、市職員から意見を聴取し、本評価委員会での審議を通じて、条例の検証を行った。
- ・その結果、評価委員会からは、「条例には見直すべきところは見当たらず、むしろ行政も市民も条例を運用しきれていないのではないか。条例を見直すよりも市民・職員双方のレベルを上げる努力をするべきである」との提言があり、市もそれを受けて、「条例改正を必要とするような内容はなく、条例をよりよく運用するために、市民及び職員への一層の周知を図り、意識の醸成に努めること」とした。
- ・また、条例に基づく各取組が様々な課題を抱えていたことから、平成 29 年度に調査結果をもとに評価委員会での審議を通じて、各取組の見直しを行った。
- ・次に、今回の検証に向けてこれまでに「(1) 市民意識調査」「(2) 市職員向けアンケート」「(3) 過去の取組についての分析」「(4) 他自治体事例等の調査・情報収集」を行った。
- ・「(5) 評価委員会での審議」については、本評価委員会において、本年度から令和 4 年度にかけて条例の検証や各取組の見直しについて審議し、審議結果に基づく提言をお願いしたいと考えている。
- ・今後のスケジュールとして、今回は「参画に係る条文及び取組に関する検証」、令和 4 年度の第 1 回は「協働に係る条文及び取組に関する検証」、第 2 回は「その他の条文及び取組に関する検証」をそれぞれ主な議題とし、第 3 回にはそれまでの議論をもとに提言内容をとりまとめ、令和 4 年度中に評価委員会から市へ提言書の提出をお願いしたい。

○直田会長

- ・この件について、ご意見、ご質問はあるか。

○荒木委員

- ・審議の対象とするのは、参画協働条例及び同条例施行規則か。

○事務局

- ・条例、施行規則以外に、条例に基づく各取組についても見直しを行うべきか検証をお願いしたい。

○荒木委員

- ・平成 23 年度の条例見直し検証時においては、評価委員会から「条例の見直しは行わず、市民・職員双方のレベルを上げる努力をすべき」との意見があった。今回はどの程度までの検証を行えばいいのか。

○直田会長

- ・前回検証時における市の対応として、「条例をよりよく運用するために、市民及び職員への一層の周知を図り、意識の醸成に努めることとした」とあるが、その点も議論の対象となるのか。

○事務局

- ・基本的にはすべての取組において、意識の醸成を含めた審議をお願いしたい。

議題 4 参画に係る条文及び取組に関する検証について

《 1 検証及び見直しにあたっての視点》

《 2 パブリックコメント及び説明会等について（条例第 6・7 条関係）》

○直田会長

- ・議題 4 は検証内容が多く、項目が 1～4 までであるため、「1 検証及び見直しにあたっての視点」、「2 パブリックコメント及び説明会について」を最初に議論したいと思う。

○事務局

◆松野市民協働推進課長より、項目 1 及び 2 について説明。

1 検証及び見直しにあたっての視点

- ・参画の目的のキーワードとして、「市民参画の機会確保」「市民と市との情報共有」「市政運営の公正性の確保」の 3 つをあげている。
- ・それぞれが十分に確保されているか、機能しているかについて、条例に基づく取組ごとに、これまでの取組状況や他市との比較、アンケート調査結果等をもとに検証を行い、条例改正又は取組の見直しについて、評価委員会としての意見をとりまとめていただきたい。
- ・市としては、今回の機会を通じて更なる市政参画の推進を図ることで、行政経営改革基本方針に掲げる「市民に開かれた市役所」や「市民から信頼される市役所」の実現や、様々な課題を自分事として捉え、主体的に課題解決に取り組もうという機運（シチズンシップ）の醸成につなげたいと考えている。
- ・市職員アンケートの自由記載欄に、「積極的に声の出せない人からの意見を聴く機会の設け方に工夫が必要」「市民の意見は積極的に聴取すべきだと考えるが、声の大きな少数者の意見に影響を受けやすい傾向がある。SNS などをもっと活用し、サイレントマジョリティの意見を取り入れる手法にシフトしていくべき」との意見があり、より幅広い層からの意見の聴き方について工夫が必要であることは、参画全体を通じての今後の課題であると考えている。
- ・一方で、「職員の事務負担軽減についても十分に考慮すべき」という意見もあるように、職員にとって過度の負担にならないようにする必要もある。

2 パブリックコメント及び説明会について

(1) 制度概要

- ・条例第6条に規定するパブリックコメントと第7条に規定する説明会等については、市が計画等の案を作成しようとする際に実施する一連の手続きとなっているため、まとめた項目としている。

(2) 過去の取組実績

① 実施件数及び意見提出件数等

- ・意見提出件数について、平成21年度に実施された市立幼稚園の今後のあり方や保護者負担の格差是正などを内容とする「幼稚園教育振興プラン」は、22,000件以上もの意見が提出された。
- ・そのほか、平成23年度と平成27年度で千件以上、その他の年度では数百件単位の意見数となっている。
- ・意見数は、その内容に関係する人の多さや影響度により左右されがちであるが、市としてパブリックコメントさえ実施すればいいというのではなく、新しい計画や条例の内容を市民の皆さんに知っていただけるよう、また、関心を持っていただけるよう、手続き面での工夫や職員意識の向上が必要と考えている。

② 回答分類・意見反映

- ・過去5年間では平成28年度の意見反映割合が大きく落ち込んでいるが、その他の年度においてはおおむね同水準の約10%で推移している。
- ・また、実施事案数ベースでは平成28年度を除き、半数以上の事案において意見が反映されている。
- ・市民の意見をより多く反映することが、参画の意識向上につながるものと考えられるが、一方で計画等の案が固まる直前の段階で意見を募集するパブリックコメントの性格上、意見の反映が難しいという側面もあり、例年の水準が高いか低いかについては評価が難しいところである。

(3) 意見提出者の属性

① 提出方法

- ・令和2年度はインターネットとLINEアプリの割合が高くなっている。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があると思われるが、今後より多くの方に関心を持っていただく、また、多くの意見をいただくうえで、広報面や提出方法におけるオンラインの効果的な活用が重要になってくるものとする。

② 年代

- ・10歳代と20歳代からの提出割合がその他の年代と比べて低くなっている。

(4) パブリックコメント以外の参画の取組

① 実施状況 ② 参画機会の確保と意見提出者数の関連性

- ・「①実施状況」と「②参画機会の確保と意見提出者数の関連性」から、意見提出者数が多い案件は、パブリックコメント以外の参画手続を実施している傾向が高いことが読み取れる。
- ・早期の段階において参画機会の確保に努めることで、より多くの意見が反映され、その事案に対する関心を高めることが期待できることから、パブリックコメント以外の参画機会の充実が、更なる参画の推進につながるものと考えられる。

(5) 評価委員会における評価結果

- ・過去3年間の個別評価では、すべて「適切な取組である」との評価を受けているが、いずれも

意見提出件数が比較的多い案件が評価対象として選定されていることから、今後は、取組全体の質の向上に向けて、意見提出件数が少なかった案件も選定し、評価を行う必要があると考えている。

(6) 市民意識調査、市政モニター、市職員アンケートの結果

① 市民意識調査

- ・「ア 本市の政策に市民の声が反映されていると思いますか」との問いに対し、「思う」と「思わない」がほぼ半々という結果になっている。
- ・「イ 市政に参加したいと思いますか」との問いについては、「参加したいと思う」が74%と高い数字を示していることから、市民の市政に対する参加意識が高い一方で、市民の意見を十分に汲み取れていないというというのがこの調査結果から読み取れる。
- ・「ウ どのような機会があれば参加したいと思いますか」との問いについては、「アンケートに答える」が86%と突出して高い数字となっているのに対し、その他の機会は非常に低い数字となっている。

② 市政モニター

- ・「ウ パブリックコメントの制度について」の問いに対し、「名前だけは聞いたことがある」が29%、「名前も聞いたことがない」が54%という結果から、制度自体の認知度が非常に低いことがわかる。

(7) 他自治体との比較

① 制度比較

- ・総務省の「意見公募手続制度の制定状況に関する調査」によると、すべての中核市がパブリックコメント制度を導入しており、また、パブリックコメントの対象案件について、20以上の市が対象としている案件は西宮市も条例において対象としている。
- ・告知方法と意見提出方法については、新聞広告を除き西宮市はいずれも対応している。
- ・西宮市の制度や取組は他市と比べて大きく見劣るような点は見受けられず、制度の枠組み自体に大きな問題はないものと思われる。

(8) 今後の課題

① パブリックコメント以外の参画手続

- ・パブリックコメント以外の参画機会の充実が更なる参画の推進につながると考えられることから、機会の確保に努めるように全庁的な働きかけが必要であり、また、職員の意識改革や取組の効果的な実施につながる研修方法などについて検討が必要と考える。

② 広報

- ・市民に対する参画機会や参画の制度自体についての広報が十分ではないと考えられることから、市の広報部門やデジタル部門と連携して、より幅広い層の参画や意見提出が得られるよう、オンラインの活用等による効果的な広報手法の検討が必要である。
- ・また、若者世代を含め、それぞれの計画や条例がターゲットとする層に、効率的かつ効果的に情報を届けるための広報戦略についての研究と職員の意識改革が必要と考える。

③ 評価委員会における評価

- ・評価対象案件の選定にあたり、意見提出件数が多かった案件と少なかった案件をバランスよく選定し評価・提言を行うなど、取組全体の質の向上に向けて効果的な評価方法を検討していく必要がある。

④ 市職員の意識改革

- ・①と②に共通する内容となっている。
- ・以上の点について、取組の課題や改善方法、条例改正の必要性などについての審議をお願いする。

○岸岡委員

- ・市民意識調査の結果において、「市政に参加したいと思う」人の割合が74%であるにもかかわらず、「市民の声が市政に反映されていると思う」人の割合が5割弱しかなく、市とすればそこが課題であるとの説明であったが、それなりに市は市民の意見を汲み取っていて、市民もそれなりに評価をしているのではないかと私は感じた。

○直田会長

- ・データの読み方も色々あり、場合によっては他自治体との比較も必要かもしれないが、比較的高い数字であり、評価できるのではないかと。条例施行後の10年以上の蓄積が大きな要因と思われる。

○岸岡委員

- ・目標を高く持つことは悪いことではない。この件について事務局が問題意識として捉えているのであれば、私もそのように受け止める。

○直田会長

- ・量的にはこのような結果であったが、質的にはどうなのか、小さい声をいかに拾うかという点については、少し掘り下げて分析しないといけない。

○江草委員

- ・市職員アンケートの回答率があまり高くない。コロナ禍で業務多忙であることが影響していると思われるが、参画協働に対して積極的な職員がアンケートに回答し、そのような職員ほど前向きに回答するというバイアスがかかっているのではないかと。データとしての信頼性にやや疑問がある。
- ・他自治体との制度比較の資料において、西宮市はしっかりと対応していることは理解できるが、そのことをどのように生かしていくかという点について、資料に単に載せるだけでなく、そこにかけている時間を別の業務に振り向けることでもっと広がりが出てくるような印象を受けた。

○荒木委員

- ・私も市民意識調査の結果が気になる。「市政に参加したいと思う」人の割合が7割以上にもかかわらず、その機会として「アンケートに答える」が大部分を占めているのは、市民が市政参画は敷居が高いと感じているからではないか。
- ・市職員アンケートで、「パブリックコメントで意見をたくさんいただくほど業務量が増える」「職員の負担軽減についても十分考慮すべき」との意見があるが、市民の意見を反映するために努力した職員がどれだけ評価されているのか、職員がそれをやるモチベーションがどれだけあるのか

という点が気になった。パブリックコメントの仕組みは他市と比較して遜色ないものになっていると思うが、パブリックコメント業務に対する職員の意識を高めるためのプラスアルファの運営の仕方が必要である。例えば、毎月又は2ヶ月に1回のペースで、市民と職員がざっくばらんに話をする機会、懇話会のようなものが設けられてもいいと思う。実際に行うのは難しいかもしれないが、市民と職員の敷居を下げる努力が必要と感じた。

○直田会長

- ・制度が実際にどのように運営されているのか。形だけの比較ではなく、内容がどれだけ充実しているのかという点がわかりにくい。
- ・市民と行政との意見交換の機会を設けるとするのは大事なことである。頻繁にはできないが、年に1～2回は開催してもいいのではないか。

○廣田委員

- ・市民意識調査の「どのような機会があれば市政に参加したいと思うか」との問いに対し、「アンケートに答える」は手軽という理由で割合が高くなっていると思われる。
- ・説明会に関しては、アンケートの選択肢が「説明会等に参加して意見を述べる」となっているため、参加はしても意見を述べるのは無理と感じた人が多く、結果的に選択されなかった可能性がある。
- ・説明会に参加するだけでも十分な参画であり、それをきっかけにパブリックコメントでの意見につながるというのが大事である。
- ・指定ごみ袋の導入に関しては、自治会などからのPRもあり、多くの人が興味を持った。このような細かいところまで条例に盛り込むのが妥当かどうかはわからないが、いずれにしても周知方法の工夫が大事であると感じた。

○直田会長

- ・負担のかかるものはしんどい、参加はしても意見を述べるとなると敷居が高い、というのはご指摘のとおりである。丁寧で工夫を凝らした市民の取り込み方が今後期待される場所である。

○清水委員

- ・市の政策に市民の意見が反映されることで、市民側からより活発な意見が出てくるようになり、それが市職員のやる気につながるという状況を、職員と市民でいかに構築していくかが大事である。
- ・市民が行政に対して利害関係が絡んだ要求や課題提示ばかりを行うというのではなく、また、行政もパブリックコメントさえ実施しておけばいいと考えるのではなく、市民参画を通じて双方から開発的な展開が生まれてくることも必要である。
- ・市が、研修や懇談会などの機会を通じて、市民と市職員が協力して取り組んでいくことの重要さや面白さというものを市民の皆さんに理解してもらい、その中から西宮流の進め方が確立されていけばと思う。

○直田会長

- ・市民と行政とのコミュニケーションの中から、新たなものやこれまでになかったものが見えてくるという視点が大事である。
- ・それが行政側のやりがいとなり、市民にとっては、意見交換したことが形になっていくことを実感、体験するという流れになればよい。
- ・具体的にどのようにしたらいいかというのは難しいが、市民と行政との意見交換の場としては、ワークショップ、ワールドカフェ等、色々な手法が考えられる。

○西明委員

- ・市政への参加方法として、「意見を述べる」という行為は市民にとってハードルが高く、まずは行政の取組を知ってもらうことが大事である。
- ・指定ごみ袋に関する市の説明会では、市民にとっては心配事が解消され、職員にとっては市民が疑問に感じることを把握できる機会になったと思う。
- ・市政ニュースが新しい制度の大枠の説明であるのに対し、西宮コミュニティ協会が発行する地域情報誌「宮っ子」は、地域ボランティアが記事を作成しているため、地域目線での記事内容になっている。
- ・「宮っ子」は市民にとって身近なことを広報するのに適しているため、ぜひ「宮っ子」を積極的に活用してもらいたい。

○直田会長

- ・市民にとって身近なことに関しては、行政のみが広報するのではなく、地域やコミュニティの方々も発信してくれることで、より効果的に周知することができる。

○関副会長

- ・市民参画には色々なレベルがあることを前提に考えないといけない。
- ・例えば、アンケートも参画の一つの形態であり、これを「積極的でない」というように捉えるのではなく、効果的なものに変えていくという考え方が必要である。
- ・代議制や直接請求等で補償しきれない部分を「市民参画」という形で汲み取ることが、効果的な行政運営につながる。
- ・市としてどのように市民の意見を汲み取り、これまでとは異なる形で意見を取り入れたいと考えているのかが見えずらい。例えば、身近な問題や困っている方が多い案件については提出される意見が多く、利害関係者が明確でない案件については意見が少ないという現状はなかなか変えづらと思われるが、市はこれを仕方ないものと捉えているのか、もしくは制度が形骸化しつつあり、参画のあり方を変えたいと考えているのか、その点は気になる場所である。

○直田会長

- ・シチズンシップをいかに高めていくかが重要なポイントである
- ・市民としての責務を感じながら行政運営に関わる、あるいは目配りをしていく、そのような市民が増えていけば、それに応じて行政側も反応していくものである。
- ・今回の資料で若い人からの意見が少ないというデータがあるが、18歳からの参政権が付与された

こともあり、10代の方も市政を自らの問題と捉えていくことが今後大事になっていく。若い人たちがそのような意識を持って市政に関わっていくことが、強力なシチズンシップの向上につながっていくと思われる。

- ・市政に参加したいという思いは様々であり、「こういう形なら参加できる」「これなら参加してみたい」というような思いに、うまくマッチングする参加方法を提供していくことが大事であり、そのことは今回の調査結果からも読み取れる。
- ・西宮市の制度や取組が他市と比較して遜色ないという点については、条例が施行されて10年以上の歴史が積み重ねられていることが大きい。条例があることで行政が動き、行政が動くことでレガシーが多数残され、それが今の市民と行政を作っている。そのような意味で条例の持つ意味はとても大きく、有効な条例であると言える。

《 3 附属機関等について（条例第11条関係） 》

○直田会長

- ・では次に、「3 附属機関等について」の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆松野市民協働推進課長より、項目3について説明。

3 附属機関等について

(1) 制度概要

- ・法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提として必要となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する機関であり、昨年8月1日現在で95機関が設置されている。

(2) 附属機関運営に関する根拠規定等

② 西宮市参画と協働の推進に関する条例

- ・市民参画の機会や市政運営の公正性の確保を目的に、条例第11条に附属機関等に関する規定が設けられている。具体的には、選任、公表、公開しないことに合理的な理由等がある場合を除き、公募委員の選任に務めること、委員の氏名・年齢・職業等を公表すること、会議を公開すること、会議を開催する場合は事前に開催日時等を公表すること、会議開催後に会議録を作成し公表することが定められている。

(3) これまでの取組

- ・平成28年度の評価委員会において、市の附属機関について条例の遵守状況の調査及び検証を行うことを報告し、平成29年度から毎年、附属機関に関する調査を行っている。
- ・平成30年度の評価委員会において調査結果を報告し、公募制の導入や会議の公開、議事録の公表等について取組が十分でないとの指摘を受けた経緯がある。また、市の附属機関条例の別表に、学識経験者、関係者、市民など各機関の委員構成が定められているが、この点について、今年度の第1回評価委員会において、「附属機関条例において各機関の委員構成が定められているが、市民の区分が定められていないものについては、所管課が公募委員をおこななくてもいいと考えている可能性がある」との意見もいただいている。

(4) 現在の取組状況

② 市ホームページでの公表

- ・市のホームページで附属機関等の一覧や公募制、参画の取組予定等の一覧を市の総務部門や

市民協働推進課が公表しているほか、附属機関を所管している各部署が個別ページを作成し、それぞれの概要や委員名簿、開催結果等を公表しているが、一部連動していないページがあるなど、市民の皆さんにとってわかりやすい形にはなっていないという課題がある。

(5) 開催状況等の実績

② 委員の年齢構成

- ・パブリックコメントと同様、若者世代の参画が十分に得られていない状況がある。

③ 公募制の導入

- ・導入している機関が全体の30%前後で推移しており、導入していない理由としては、「理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの」が最も多く、全体の約60%を占めている。

⑤ 会議の公開

- ・概ね全体の3分の2の機関が「原則公開している」としており、その他の機関は「個人情報等を扱う」等の理由により非公開としている。

⑥ 会議の開催情報の事前公表

- ・市内部に「附属機関の設置運営についての指針」があり、そこで「会議が非公開の場合であっても、非公開の理由を付し、開催情報を公開する」と定めているにもかかわらず、一部の機関において事前公表が行われていない現状があることから、ルールを遵守するように全庁的な働きかけが必要と考えている。

⑦ 会議録の公表

- ・指針において、「会議が非公開である場合を除き、会議録の概要をホームページに掲載すること」としているが、一部の機関において「所管課への備え付け」のみにとどまっている。

(6) 他市との制度比較

- ・阪神間6市における附属機関に関する調査の実施状況や、ホームページでの情報提供について調査を行った。
- ・「条例上の委員選任基準・会議開催時の規定等」については、各自治体で大きな差異はない。
- ・「庁内への照会状況」について、附属機関に関する庁内照会を実施しているのは、西宮市を含め7市中4市、基準を満たしていない附属機関の所管課への指導はいずれも実施していないという結果であった。
- ・一方、「ホームページでの情報提供」では、例えば、芦屋市と川西市では附属機関の開催予定を一覧形式で取りまとめたものをホームページで公開しており、市民が開催情報を容易に得られるように工夫されている。会議録以外の資料公表については、多くの市が議事録に加えて会議資料も公開するとしている。これについては今年度の第1回評価委員会においても、「議題は事前に公開すべきであり、公開可能な資料についても事前公開が望ましい」「開催日以降はすべての資料を公開すべき」という意見をいただいたところである。なお、西宮市では、会議録については条例で公開することとなっているが、それ以外の資料については、特段庁内でルールは設けられていない。
- ・事務局意見として、会議の開催予定や公募委員の募集状況、会議資料を公表・公開している自治体が多く、本市においても改善へ向けた検討が必要と考えている。なお、会議資料の事前公開については、運用上ハードルが高いと感じている。

(7) 市民意識調査、市政モニター、市職員アンケートの結果

① 市民意識調査 ② 市政モニター

・「①市民意識調査」の「ア どのような機会があれば参加したいと思いますか」との問いに対して、「審議会などの市民公募委員になる」を選択した人の割合は6%と最も低く、「②市政モニター」の「ア 附属機関の委員公募に応募したことはありますか」との問いに対して、「応募したことがある」を選択した人の割合は0.6%、「イ 応募したことがない主な理由は何ですか」との問いについては、「公募していることを知らなかった」を選択した人が70%と最も高い結果であった。これらの結果から、公募委員については、参加のハードルが非常に高く、現時点では多くの応募はなかなか見込めないかもしれないが、公募していることを知らない人が多数いることから、効果的な広報手法についての検討が必要と考えている。

③ 参画と協働に関する市職員アンケート

・「ア 公募委員を選任することについてどのように思うか」との問いに対して、全体の60%が公募委員の選任に対して前向きな回答をしている。一方、公募制を導入している附属機関の割合が30%前後という結果であり、職員の意識的な部分と公募制の導入状況の数値が乖離している。この点については、公募制を導入できない理由が適切で、これ以上の機会の提供が困難なのか、もしくは市内での働きかけを行うことで、機会の拡充につなげることができるのかという点について検討が必要と考えている。

(8) 今後の課題

・パブリックコメントと同様、他市と比較して、条例に規定する委員の選任基準や会議開催に係る規定について大きな差異はないが、ここまでの分析結果から、「①委員構成」「②市政運営の公正性・透明性の確保」「③職員に対する啓発」で課題があると考えられる。各課題については、それぞれの分析で述べたとおりだが、今後は①から③の想定される対策案として、公募制を導入する機関の増加に向けた働きかけや、市ホームページにおける取りまとめページの作成、公募委員に関心を持っていただけるような取組、会議資料の公開について検討を行うほか、職員意識の醸成を図るための取組が必要と考えている。

○直田会長

- ・当委員会も条例に規定された附属機関である。委員の皆さんは、就任期間中、非常勤公務員の立場にある。
- ・では、順番にご意見をお伺いしたい。

○岸岡委員

・「ホームページでの公表」という記述が高い頻度で出てくる。確かに、公平や公正の観点からホームページは有効だと思う。一方で、実際は無目的に市のホームページへアクセスする人はほとんどいない。何らかの問題の解決や手続きの情報を取得するという目的を持ってホームページにアクセスする人が多いため、その目的以外の情報がランダムに並んでいたとしても、その情報にはたどり着きにくいというのが現実ではないか。具体的な代替案を提示できる訳ではないが、ホームページがすべてを解決するという考え方は、市民の姿を見えなくさせる、あるいは市の活動を見えなくしてしまうように感じる。高齢の方への対応や、パソコンを含む機器・機材の問題もあるため、ホームページに過度な期待を置くのはどうかという感想を持った。

○江草委員

- ・アンケートの取りまとめ等、資料の作成にご苦労されていると思うが、個人的には、資料に記載の対策を実施すれば本当に改善されるのかというところが見えなかった。具体的な事例を一つあげると、職員に対する啓発として想定される対策案が、ガイドブックを作ることなのかと疑問に感じた。これがアクションプランになるのであれば、少し弱いと感じている。そのようなことをこの場で議論しなければ、何も変わらないのではないかという危機感を持っている。

○直田会長

- ・そのことに関して、なにか提案はあるか。

○江草委員

- ・トップマネジメントが必要と考えている。市長から「市の緊急案件であり、皆さんからの意見がほしい」という呼びかけがあれば、市民や市職員の意識も変わるのではないか。

○荒木委員

- ・ホームページは受動的であり、こちらから発信する力が弱いことから、LINE 等を利用して情報を発信する自治体もある。そのための人手も必要となると難しいかもしれないが、市民が受け入れやすい発信ツールが必要だと思う。
- ・委員の年齢構成に関して、設置機関によってある程度対象年齢を絞ってもいいのではないか。例えば、子育て関係の審議会の場合、20～30 歳代の年齢層を中心にするという枠組みがあってもいいと思う。

○廣田委員

- ・若い世代の参加に関して、会議等を夜間や土日に開催するのが欠かせないと思う。この条例は、策定委員会が平成 18～19 年にかけて何度も議論を重ねたうえで制定されたとのことだが、参加人数が多く、若い世代の参加もあったようである。その開催日時を確認したところ、やはり夜間や土日に開催されていたこともあり、その点の工夫が必要だと感じている。
- ・最近、市の公式 LINE を利用しているが、「パブコメ」というボタンが増えていた。LINE 等を利用して気軽に見てもらえる機会があれば、若い世代も参加しやすいと思う。

○清水委員

- ・現在設置されている附属機関には、議論が広範にわたる機関と、専門性が高く、公正性が求められる機関があるため、それらを分けて考えたほうがいいのではないか。
- ・委員構成や会議の実施方法については、各所管課でばらつきがあるため、統一化していくことが必要である。
- ・会議資料と議事録を公開するのは当然のことである。また、場合によっては、会議を YouTube で視聴できるようにするなど、一部の附属機関が大きなうねりを作っていくような場になればいいと思う。

○西明委員

- ・私はどちらかと言うとアナログな人間であり、ホームページもいいが、対象者の年齢や対象となる物事によって、幅広く色々なパターンで広報してもらえるとありがたい。

○関副会長

- ・皆様のご意見にもあったように、情報発信の方法はとても重要であるが、その一方で情報過多により必要な情報が埋もれてしまうということもある。情報公開が必要なのは、私たちが何かを判断をするときに、判断するための材料の有無が重要になるからである。あらゆることについて市民が判断することは難しく、そのために市役所や議会、附属機関があるというところから考えると、判断するための情報には色々な重みづけがあってもいいと思う。ただし、それ以外のものは隠してもいいということではない。情報公開のもう一つの作用として、最後にたどって検証可能になるという意味でのアーカイブとしての情報公開という側面がある。それらすべてを情報公開としてひとくくりにするのではなく、附属機関ごとにより良い情報公開、情報発信の形を考える必要があるのではないかと。

○直田会長

- ・附属機関については、条例第 11 条に丁寧に規定されており、その規定が実現できているかが重要である。
- ・委員の年齢構成や公募制の導入等のデータを見ると、まだまだ看板倒れになっている部分が見受けられる。例えば、公募制を導入している機関は、令和 3 年度で約 28%と少なく、公募制を導入していない理由として、「高度の専門的事項を審査、審議するもの」が約 6 割を占めているが、本当に高度で専門的な内容は少ないのではないかと。医師等の専門家でなければ判断できないものももちろん存在するが、実際には、数年で異動する市の職員が対応できるくらいの内容であり、一般市民も多少勉強すればカバーできるということが多いのではないかと。
- ・審議会に参加する場合には、事前の研修機会が必要と思われる。例えば、都市計画審議会に参加するときに、都市計画法や建築基準法の概略をある程度知っていなければ議論についていけないかもしれない。本来は、公民館で実施している生涯学習がその役割を担っていると思う。例えば、市政に参画するための都市計画の勉強会や、福祉の現状やあり方に関する講座を開くなど、そのようなことを積み重ねていくことで、市民の理解が深まり、さらに勉強してみようという動機付けになると思う。そういう意味では、この「高度な専門性」の中にも色々とレベルがあると思われるので、もう少し整理して進めていく必要があると感じる。
- ・資料の公開について、国の審議会では会議資料がほぼ公開されている。質の高い資料もあり、私も参考にすることがある。議事録の公開も早い。国と市のパワーが大きく異なるわけでもないのに、市もぜひ公開を進めていくべきだと思う。
- ・会議の公開についても、会議が公開されなければ市民はその場に参加することができず、また、開催情報を事前に公表していなければ、市民は参加しようがない。そのようなことも含めて、条例をもう少し適切に運用することができれば、附属機関の有効活用や大きな活躍が期待できる。
- ・ホームページについては、他市事例にあるように、附属機関の開催予定が一覧として取りまとめられたポータルサイトのようなものがあれば非常に便利である。市にはポータルサイトにし

たい情報が数多くあると思うので、かえって見にくくならないように、運用面での工夫が必要になる。

- ・ 附属機関の中にも様々なレベルがあるという意見もあった。細かい事項のみを機械的に判定していくような委員会もあれば、総合計画審議会や都市計画審議会のように幅広い対象を扱う委員会もあるため、それぞれの扱いを多少整理してもいいのかもしれない。条例の改正よりも、むしろその運用を丁寧に進めていくことが重要であり、そのことが市民ニーズに応じていくことになるのではないかと。具体的な進め方については難しい面もあるため、ある程度慎重な検討が必要であり、個別に丁寧に判断していく必要がある。
- ・ 各委員から建設的な意見を多くいただいた。市が今後、附属機関のあり方についての検討を進めていく際に、非常に参考になったと思う。

≪ 4 政策提案手続・政策公募手続について（条例第 8・9 条関係） ≫

○直田会長

- ・ では次に、「4 政策提案手続・政策公募手続について」の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆ 松野市民協働推進課長より、項目 4 について説明。

4 政策提案手続・政策公募手続について

(1) 制度概要

① 政策提案手続

- ・ 市民が、条例に定める対象事項について、市民 10 人以上の連署をもって、市に対して案を添えて政策の立案・実施等を提案できる制度である。また、提案代表者からの求めがあるときは、提案者と市が意見を交換する場を設けることができるとされており、この意見交換は、本評価委員会の立ち会いのもとで実施することとされている。

② 政策公募手続

- ・ 市が、政策の立案・実施等について市民等から提案を募集することができる制度となっている。

(2) 過去の実績

① 政策提案手続 ② 政策公募手続

- ・ 過去に「①政策提案手続」の制度を利用して提案された案件は 2 件。一方で、「②政策公募手続」については実績がない。
- ・ 過去の評価委員会において各取組の見直しについて議論が行われた際に、「政策提案手続等については市民にとっても行政にとってもイメージがわきにくく、早急に結論を出すのは難しいため、継続審議とする」との意見があり、その後も市において制度の見直しや制度の特段の PR を行うことなく現在に至っている。
- ・ また、本市では「市民の声」制度が設けられており、市政に対する提案・意見・要望を個人で提出することができる。一方、政策提案手続については 10 人以上の連署が必要ということで、市民の声と比べるとハードルの高い制度設計になっているが、条例において「提案者と市の意見交換の機会を設けることができる」とされており、市民と市が対話の中で議論を深めることができるというメリットがある。そのため、市民が市に政策提案を行おうとする場

合、その内容に適した制度を適切に選択いただけるように、政策提案制度の周知が必要と考えている。

(3) 他自治体との比較

- ・政策提案手続等を導入している自治体は非常に少なく、兵庫県下の自治体以外に、他の道府県で類似の制度を導入している自治体に制度内容や提案実績の聞き取り調査を行った。
- ・過去の実績では神奈川県茅ヶ崎市や北海道の苫小牧市が比較的多く、これらの自治体では対象事項の定めがないなど、本市と比較して提案の要件が緩やかになっているが、その分、西宮市の制度に当てはめた場合は制度の対象にならないであろう提案などが散見される場所である。
- ・また、市民参画条例策定委員会の過去の提言からも、条件の緩和については慎重な判断が必要と考えている。なお、政策公募手続については、他の自治体も募集実績はないという結果だった。

(4) 市職員アンケートの結果

- ・市職員の中でも制度の認知度が非常に低く、これまでに市民や市職員に対して制度の周知が十分に行われてこなかったことから、まずは制度のPRに取り組む必要があると考えている。

○直田会長

- ・この条項は西宮市独自の非常に進んだ内容であり、条例が制定された当時にこのような制度ができたことに感心している。全国的に見ても類似制度を導入している事例は少なく、実際にこの制度を活用するのは難しそうだということから、過去の評価委員会では、他の取組が成熟してからこの制度について議論することになっていたようである。そのような点も含めて、ご意見を承りたい。

○岸岡委員

- ・とても素敵な制度だが、実態としてはあまり機能していない。「市民の声」制度で一人ひとりの声を拾うことができていることから、「市民の声」制度をより広げたほうが、市民側も発信しやすく、参加もしやすいのではないかと。
- ・制度の仕組みや文言としては全く問題なく、効率的・効果的な取組や、市民の声を生かした価値ある行政の施策をとるという考え方は十分に理解できる。一方で、行政の使う文言としては出てきにくいかもしれないが、市民と市職員との交流の場の裏側に、「ワクワク感」や「楽しさ」というものがあれば、より色々な意見の交流や発信が出てくるのではないかと。そのことが市職員にとって負荷でしかないのか、あるいは、それをする事で新しい仕事が目の前で生まれる楽しさというものを体験できるのか、その仕分けが大事だと思う。また、市民にとっても、かたい言葉で発信されるよりも、「一緒にやってみませんか」という反応があるほうが、もっと楽しいことにチャレンジしてみようというような感情的な揺さぶりやワクワク感が出てくると思う。楽しさや喜び、ワクワク感というものが参画と協働の背景にあるということをもっと発信できれば、またそのような場を作ることができればいいと感じた。

○直田会長

- ・ワクワク感については、私もそのとおりだと感じた。

○江草委員

- ・おそらく本日最後の発言になると思うので、この議題に対するコメントではなくなるが、私は、西宮市を全国に誇れる市にするために、この会議に参加している。自分でアンテナを張ると色々な情報があることがわかったが、家族に今回の資料を見せたところ、「こんなことしてるんだ」という反応で、とてもいいことをされているのに、そのことが市民に十分に伝わっていない。この会議は、組織横断で動くことができる内容を取り扱っていると思うが、今回の資料を見て、あまり生かしていないことが残念だと感じている。今後どのように進めるかということ、この場で皆さんと一緒に考えていくことができればと思う。資料をまとめるだけでも大変だと思うが、新たなチャレンジをもっと増やし、岸岡委員の発言にあったワクワク感が生まれることで、西宮市を全国に誇れる市にしたいと思う。

○荒木委員

- ・やはり広報が不十分と感じた。私自身、「市民の声」制度も知らなかった。
- ・市民意識調査の「市政に参加したい機会」についての設問に、回答選択肢として「市民の声」制度を入れることにより、調査対象者が制度を知るきっかけになることもあるので、そのようなことを含めてアピールしてはどうかと思った。
- ・附属機関に関して、公募制を導入していない理由の「高度な専門性」について、市民が裁判員として裁判に参加している現状を踏まえ、専門性の判断基準として、「裁判員制度以上の専門性がある」という理由を付け加えるといいのではないか。
- ・市職員アンケートの結果として、「政策公募手続に関わったことがある」と回答した職員が0.7%いるとのことだが、具体的にどのような内容か教えてほしい。

○事務局

- ・政策公募手続は過去に実績がない制度であり、勘違いの可能性はある。

○荒木委員

- ・何か検討された経過等があればと思い質問したが、なければ問題ない。

○直田会長

- ・制度所管課の担当職員が回答したのかもしれない。

○廣田委員

- ・政策提案手続や政策公募手続の制度について全く知らなかった。しかし、政策提案手続の実績として、「認知症支援対策の充実」が採択されたと知り、現在、認知症サポーター養成講座や認知症の方々の集い場がネットワークを作っていることは、この提案から始まっているのではないかと考えた。採択された内容や実績をあげているということを周知すれば、政策提案手続という制度自体の認知度も上がるのではないか。

○清水委員

- ・私も政策提案手続について知らなかったが、非常に面白い制度だと感じた。制度を広報する前に、政策提案の実績を整理・PRすることが大事である。また、その前提として、シチズンシップの高揚や生涯学習の裏付けから、結果的に政策提案の実績が生まれてくるというように捉えておく必要があるのではないかと。

○西明委員

- ・政策提案制度について、制度自体のPRに加えて、過去の実績や実際に反映された事例を広報することで、市民は「このような内容で提案すればいいんだ」という感覚をつかむことができ、それが市民参画のきっかけになればと思う。

○関副会長

- ・政策提案や政策公募の手続は、いわゆる市民参加の段階で言うと、最終段階にあるものだと思う。市民によって関心や有する技能が様々である中、単に市民に情報を公開して、あとは市民から反応があるのを待つというだけでなく、政策提案手続を必要な参画の段階と位置付けるのであれば、10人以上の連署を要件としている点を踏まえ、それに対応した市民像や提案しやすい方法、行政として組織力を持った市民への対応の仕方についての検討が必要である。
- ・例えば、市民の声の中から汲み取られた意見をもとに市民が議論し、その結果が政策提案として形になるという見込みがあれば、市としてそれに対するフォローアップや伴走の仕方を考えるなど、制度を充実させていくような動きも必要ではないか。色々な関心や関わり方がある市民に対して、それぞれに応じた力点の置き方を考えていく必要があると感じた。

○直田会長

- ・この条項は非常に先進的であり、条文をなくすことは考えられない。この条文をいかにして活用していくかということが重要である。冒頭にあったシチズンシップをいかに高めるか、また、高まったときにこのような提案も色々出てくるのではないかと期待を持って、この条文が作られたのだと思う。
- ・市民10人以上の連署が必要という要件については、個人的な思い付きのようなアイデアも非常に大事である一方で、政策となると一定の賛同者が必要だということから規定されたものであろう。この要件に対して、敷居が高いと思うか低いと思うかの判断はそれぞれだが、条例の制定・改廃を直接請求する場合は有権者の50分の1以上の署名が必要であることを考えると、敷居は低いと言える。また、日本人に限らず住所を有する方が対象となるという意味でも、非常に利用しやすい制度かもしれない。ただ、どのような内容を提案すればいいかがイメージしづらいので、他の委員の発言にもあったように、過去に採択された案件について、提案内容や議論の内容に加え、最終的にどのような形で採択されたかという一連の流れをまとめた報告書があればぜひ読んでみたいと思うし、提案を検討する際に大いに参考になり、それが実際の提案につながっていくと思われる。
- ・政策という形に仕上げるためには、専門的な知識や様々なノウハウ、情報等が必要であることから、それを支援する中間支援団体があることが望ましい。NPOセンターや市民活動支援センターといった組織がサポートすることで、提案内容の充実が図られる。また、生涯学習におい

て、模擬的に政策提言を作ってみる講座があると面白いのではないか。

- ・色々な作戦はあるが、市職員すらほとんど知らない制度なので、まずは広げていくことが大事である。敷居が高いと感じるかもしれないが、例えば、協働事業提案制度では、市からテーマを出す方法と市民が自由に提案する方法の両方が設けられている。政策提案手続の場合、協働事業ではなく、行政が実施する政策を提言することになるが、それを協働という形にもっていけば、協働事業提案制度そのものであると捉え、西宮市の協働提案制度とうまくリンクさせることができれば、面白いものができるかもしれない。協働事業の中にも、政策的な視点で取り組んでいる団体があると思うので、その部分をうまく育てていく、仕掛けていくという工夫が必要ではないか。
- ・愛知県の新城市は、若者のまちづくりを推進しており、若者議会や、若者がまちづくりに関する提案を行い、行政と一緒に事業を実施する試みがあるなど、若者政策で有名な自治体である。西宮市も市独自の取組を進めていくことで、将来的に「参画のまち西宮」と認められるようになれば、それがまさにワクワク感や市の誇りにつながるのではないかと思う。
- ・議題4の1～4に関して、委員の皆さんの意見をまとめると、条文を改正するような議論ではなく、いかに適切に運用していくかが重要だということになる。

3. 報告事項

○事務局

◆松野市民協働推進課長より「未来づくりパートナー事業 募集区分の新設について」説明。

- ・未来づくりパートナー事業は、条例第15条に基づき、地域課題・社会的課題の解決につながる事業を毎年募集し、採択された事業について、提案団体と市が協働して事業を実施、もしくは市が資金的なサポートを行う制度である。現行、3つの募集区分が設けられている。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、様々な地域課題や社会的な課題が生じている。市がそれら課題のすべてに対応するのは困難であることから、「新型コロナ対策みやっこ元気寄附金」を活用し、新たな募集区分を設けることで、市民による自主的かつ自発的な活動を促し、コロナ禍で生じた課題の解決につなげたいと考えている。
- ・内容としては、コロナ禍によって新たに生じた地域課題等に対応した事業を企画・提案・実施し、市が主に資金面でのサポートを行うものとなっている。
- ・対象はNPOや自治会等の非営利団体で、1事業あたり上限30万円、対象経費の80%を助成する。助成期間は最長3年で、コロナの収束等により事業の必要性が失われた場合は、その年度末までとしている。
- ・3月下旬からの募集開始を予定している。

○直田会長

- ・未来づくりパートナー事業は、まさに先ほどから議論している政策提案手続に相通じるものがあり、今回は新たにコロナ課題解決型の区分を追加して募集するということで、まさに時宜にかなった形で進んでいくということである。
- ・募集はこれからであり、皆さんが周りにPRしていただくことが大事なので、ぜひお願いしたい。チラシや募集要項はあるのか。

○事務局

- ・次回の評価委員会で、募集内容をお示ししたいと考えている。

○直田会長

- ・委員の皆さんに、募集開始の情報を知らせてもらえるといいと思う。

4. 事務連絡

○事務局

- ・次回の令和4年度第1回の評価委員会は、令和4年5月～6月に開催予定。後日、日程調整を行う。

5. 閉会

以 上